

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長岡都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年10月14日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 公聴会の日時

令和4年11月14日（月）午後6時30分から

2 公聴会の開催場所

長岡市大手通2丁目6番地

まちなかキャンパス長岡 交流ルーム

3 事案の概要

長岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の一部（区域区分の方針）を変更する。

長岡都市計画区域区分の変更については、別紙「長岡都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課、長岡市都市整備部都市政策課、長岡市シティホールプラザアオーレ長岡東棟情報ラウンジ、長岡市越路支所産業建設課、長岡市中之島支所産業建設課及び見附市建設課において、10月26日（水）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

長岡市、見附市の住民及び利害関係人

6 公述申出の方法

素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事、長岡市及び見附市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

令和4年10月26日（水）（必着のこと。）

8 公述申出先

(1) 長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

電話 0258-38-2619

(2) 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト8階（〒940-0062）

長岡市都市整備部都市政策課

電話 0258-39-2225

(3) 長岡市大手通1丁目4番地10（〒940-8501）

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟情報ラウンジ

電話 0258-39-7510

(4) 長岡市浦715番地（〒949-5493）

長岡市越路支所産業建設課

電話 0258-92-5904

(5) 長岡市中之島788番地（〒954-0192）

長岡市中之島支所産業建設課

電話 0258-61-2012

(6) 見附市昭和町2丁目1番1号（〒954-8686）

見附市建設課

電話 0258-62-1700

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する長岡市決定の都市計画の決定及び変更の素案、見附市決定の都市計画の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429



別紙「長岡都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」

市街化調整区域編入	
地区番号	4-2
地区名	刈谷田川改修地区
面積	約3.6ha
開発手法	—
土地利用	一級河川

市街化区域編入	
地区番号	4-1
地区名	刈谷田川改修地区
面積	約4.5ha
開発手法	—
土地利用	防災公園・道の駅

市街化区域編入	
地区番号	2
地区名	中之島・見附IC北地区
面積	約31.6ha
開発手法	公的開発
土地利用	工業系

市街化区域編入	
地区番号	3
地区名	中部産業団地周辺地区
面積	約18.7ha
開発手法	民間開発
土地利用	工業系

市街化区域編入	
地区番号	1
地区名	長岡南越路スマートIC地区
面積	約5.8ha
開発手法	民間開発
土地利用	工業系

